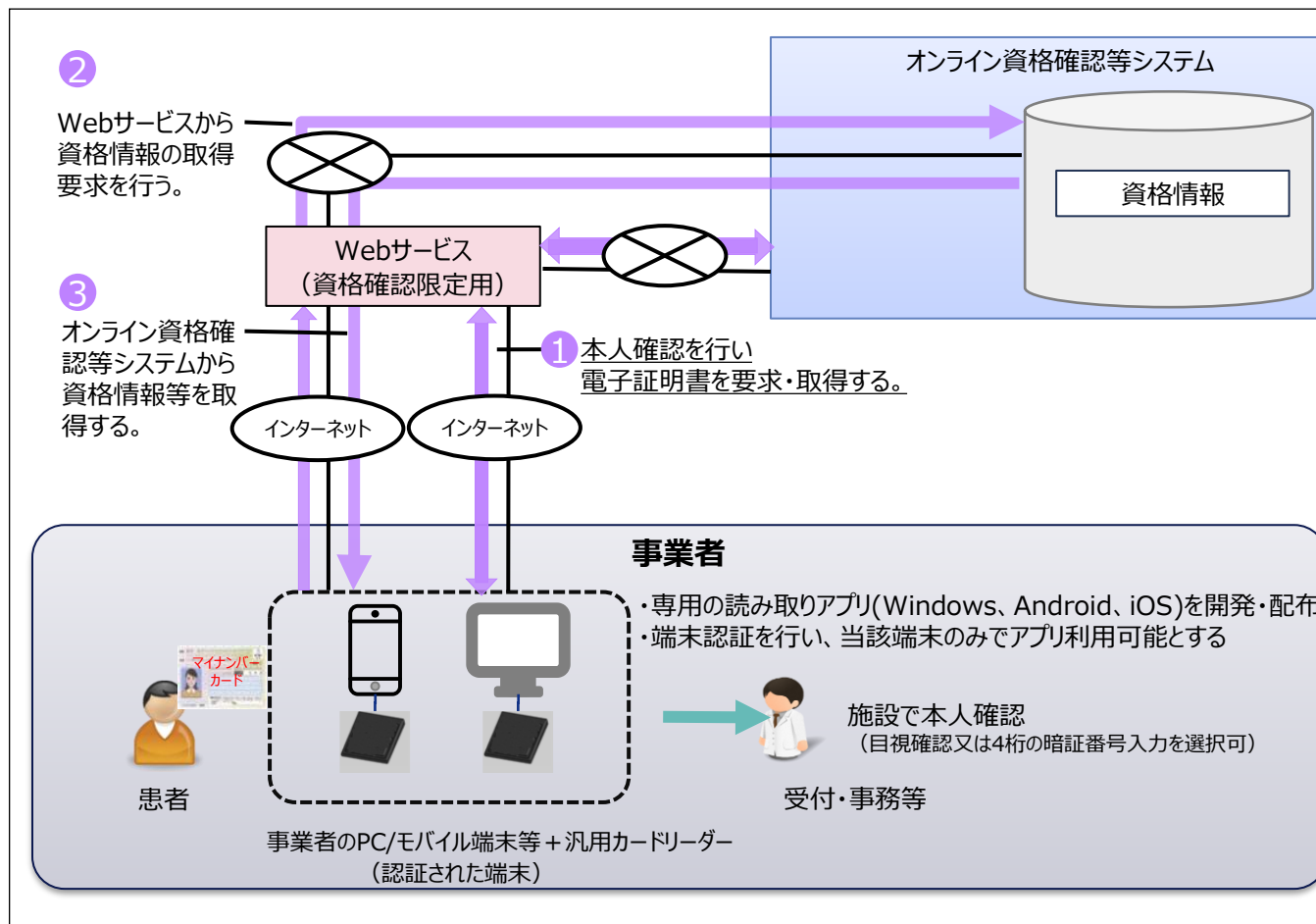


# オンライン資格確認について

# 1. オンライン資格確認義務化対象外施設、 健診実施機関等、助産所におけるオンライ ン資格確認の導入について

# オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要



- オンライン資格確認導入の義務化対象外施設（\*）等においても、こうした仕組みを利用可能とする（任意）。  
\* 紙レセプトでの請求が認められているもの（電子請求の義務化時点で65歳以上（77歳以上程度の医師等）・手書き請求）
- その他の施設（健診実施機関等、助産所）については後述のとおり。

# 健診実施機関等のオンライン資格確認について

## 健診実施機関等における保険証の確認

- 健診実施機関等※1においては、受診者が訪れた際に当該受診者が契約相手先の保険者の加入者であるか否かを判別するため、受診券・利用券と保険証の両方を照合・確認することにより、有資格者か否かを判別している。

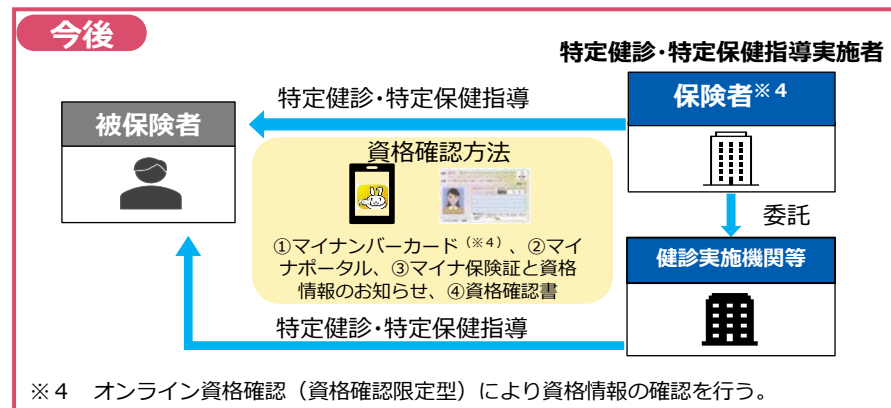
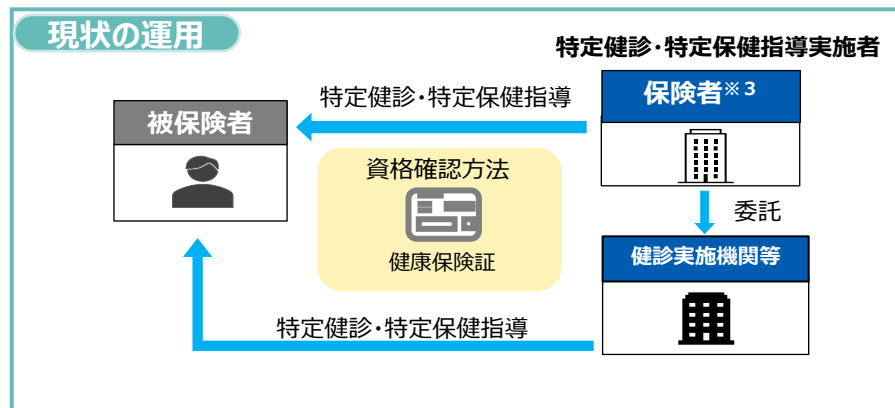
※1 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき保険者に実施義務がある特定健診・特定保健指導を、委託を受けて実施する機関・保険者。

- 令和6年秋の保険証の廃止に当たって、健診実施機関等においては、①**オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入※2**を**任意**で可能としてはどうか（令和6年4月～）。

※2 すでに現行のオンライン資格確認を導入済みの医療機関等においては、導入済みのオンライン資格確認の仕組みを利用可能。

（導入のメリット）

- マイナンバーカードでの資格確認が可能となり、健診実施機関等や受診者において利便性が向上。
- 最新の正確な資格情報の確認が可能となり、保険者との電話連絡等の手間が減り、事務の円滑化につながる。
- すでにオンライン資格確認を導入している医療機関等においても、健診センター棟が別棟である場合などは、簡素な仕組み（モバイル端末等とインターネット回線）により資格確認を行うことが可能。
- その他、健診実施機関等において②**マイナポータル**の**保険資格画面の確認**、③**マイナ保険証と資格情報のお知らせの組み合わせ**、④**資格確認書**により、受診券・利用券に記載の保険資格の確認を行う方法も可能としてはどうか。



※4 オンライン資格確認（資格確認限定型）により資格情報の確認を行う。

※3 事業主健診の場合においては、事業主が実施主体となる。

# 健診実施機関等におけるオンライン資格確認の導入に関する今後のスケジュール（案）

|         | 令和5年度<br>(2023年度)             |     |                               |   |    |    |    | 令和6年度<br>(2024年度) |    |    |    |    |    |      |
|---------|-------------------------------|-----|-------------------------------|---|----|----|----|-------------------|----|----|----|----|----|------|
|         | 9月                            | 10月 | 11月                           | 12月                                       | 1月 | 2月 | 3月 | 4月                | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月～ |
| マイルストーン | 秋：保険証廃止★                      |     |                               |   |    |    |    |                   |    |    |    |    |    |      |
| 健診実施機関  |                               |     |                               | 準備作業<br>(アカウント登録、モバイル端末、<br>汎用カードリーダーの準備) |    |    |    | オンライン資格確認開始       |    |    |    |    |    |      |
|         |                               |     | アプリケーションリリース（見込み）★            |   |    |    |    |                   |    |    |    |    |    |      |
|         |                               |     | ポータルサイト公開（アカウント登録・利用申請）（見込み）★ |   |    |    |    |                   |    |    |    |    |    |      |
| 事務連絡改正等 |                               |     |                               | 事務連絡※の改正等                                 |    |    |    |                   |    |    |    |    |    |      |
|         | ※「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」 |     |                               |   |    |    |    |                   |    |    |    |    |    |      |

# 助産所のオンライン資格確認について

## 助産所における保険証の確認

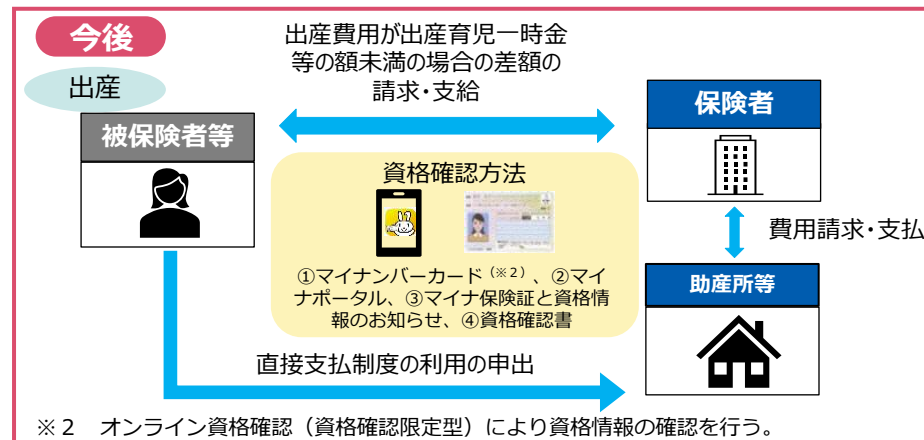
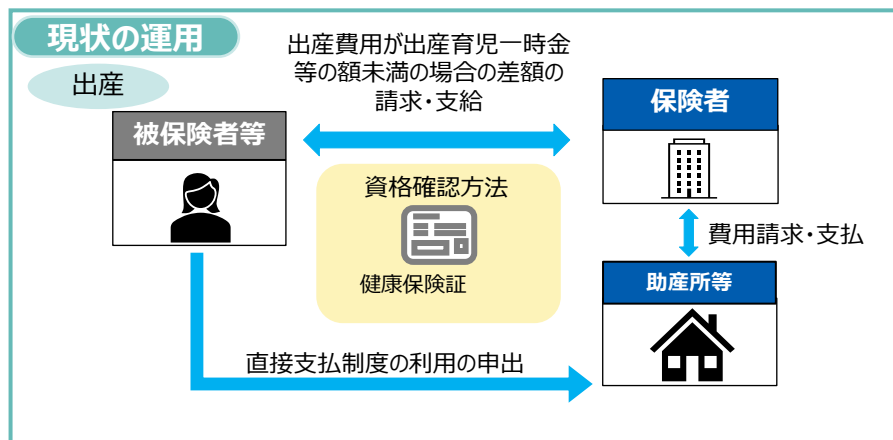
- 出産育児一時金等の直接支払制度<sup>※1</sup>の利用に当たっては、入所等の際に、被保険者等は保険証を提示することとされている。

※1 被保険者等が出産の際、あらかじめまとまった現金を用意したうえで助産所等の窓口において出産費用を支払う経済的負担の軽減を図るため、助産所等が被保険者等に代わって出産育児一時金等の支給申請及び受取を直接保険者で行うことを可能とする制度。

- 令和6年秋の保険証の廃止に当たって、直接支払制度を用いる助産所においては、**①オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入を任意で可能**としてはどうか（令和6年7月～）。

（導入のメリット）

- マイナンバーカードでの資格確認が可能となり、助産所や被保険者等において利便性が向上。
  - 最新の正確な資格情報の確認が可能となり、保険者との電話連絡等の手間が減り、事務の円滑化につながる。
  - 自宅を出産した場合にも、簡素な仕組み（モバイル端末等とインターネット回線）により資格確認が可能。
- その他、助産所において、**②マイナポータル**の保険資格画面の確認、**③マイナ保険証と資格情報のお知らせ**の組み合わせ、**④資格確認書**により資格を確認することで被保険者が直接支払制度を利用できることとしてはどうか。



# 助産所におけるオンライン資格確認の導入に関する今後のスケジュール（案）

|                                  | 令和5年度<br>(2023年度) |     |         |     |    |    |    | 令和6年度<br>(2024年度)                             |             |    |    |    |    |      |   |
|----------------------------------|-------------------|-----|---------|-----|----|----|----|---|-------------|----|----|----|----|------|---|
|                                  | 9月                | 10月 | 11月     | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月  | 5月          | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月～ |   |
| マイルストーン                          | 秋：保険証廃止           |     |         |     |    |    |    |   |             |    |    |    |    |      |   |
| 助産所                              |                   |     |         |     |    |    |    | 準備作業<br>(アカウント登録、モバイル<br>端末・汎用カードリーダーの<br>準備) | オンライン資格確認開始 |    |    |    |    |      | ★ |
|                                  |                   |     |         |     |    |    |    | 接続・運用テスト<br>(端末の設定、運用テスト<br>等)                |             |    |    |    |    |      |   |
|                                  |                   |     |         |     |    |    |    | アプリケーションリリース（見込み）<br>★                        |             |    |    |    |    |      |   |
|                                  |                   |     |         |     |    |    |    | ポータルサイト公開（アカウント登録・利用申請）（見込み）<br>★             |             |    |    |    |    |      |   |
| 事務連絡改正等                          |                   |     | 通知※の改正等 |     |    |    |    |   |             |    |    |    |    |      |   |
| ※ 「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」 |                   |     |         |     |    |    |    |   |             |    |    |    |    |      |   |

# オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）に対する財政支援

（オンライン資格確認義務化対象外施設、健診実施機関等、助産所）

（社会保障・税番号制度システム整備費等補助金）

## 1. 事業内容

- オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）に必要な機器（PC等に接続する汎用カードリーダー、タブレット・スマホ等のモバイル端末の機器）の導入を支援する。

※ タブレット・スマホ等のモバイル端末では、汎用カードリーダーがなくても、マイナンバーカードの読み取りが可能

## 2. 補助内容

- 基準とする事業額 4.1万円を上限に、3/4を補助

費用補助となるため、ポータルサイトにアカウントを登録し、申請が必要。



## 2. マイナ保険証の利用促進について

# マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援

「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」（令和5年11月2日閣議決定）

## 第4節 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する

（医療・介護分野におけるデジタル技術を活用した効率化）

マイナ保険証の利用促進や環境整備を進めるため、医療機関・保険者への支援や、「オンライン資格確認等システム」等の改修を行う。医療機関等の中での電子カルテ情報等の共有を進めるため、電子カルテ情報共有サービス（仮称）を構築するとともに、標準型電子カルテの要件定義を行った上で、医療機関が使える標準型システムの設計・開発を行う。

### 施策例

- ・オンライン資格確認の用途拡大等の推進（厚生労働省）
- ・マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援（厚生労働省）
- ・マイナンバーカードと健康保険証一体化周知広報事業／コールセンター設置（厚生労働省）
- ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修等経費（厚生労働省）

- 医療現場において、マイナ保険証の利用勧奨を進めることにより、マイナ保険証の積極的な利用促進を図る。こうした取組のインセンティブとなるよう、初診・再診等におけるマイナ保険証利用の増加に応じて、医療機関等に支援を行う。
  - 具体的には、マイナ保険証利用率が、**今年10月実績との比較で一定率以上増加した場合に、利用率の増加量と利用件数に応じた支援**を行う。
  - あわせて、来年3月末までのマイナ保険証の月利用件数が、顔認証付きカードリーダー1台当たり一定件数以上の医療機関等に対し、カードリーダーを増設した場合の費用の一部補助を実施。
  - さらに、マイナ保険証一枚で受診できることを目指し、医療費助成の受給者証や診察券として利用できるようにするための再来受付機・レセコンの改修について医療機関支援を実施。（デジタル庁）
- ⇒ **医療機関等におけるマイナ保険証の利用件数が増加し、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報を閲覧できるようになることで、医療DXの推進を通じた、より良い医療が国民に提供されることとなる。**

## 参考資料

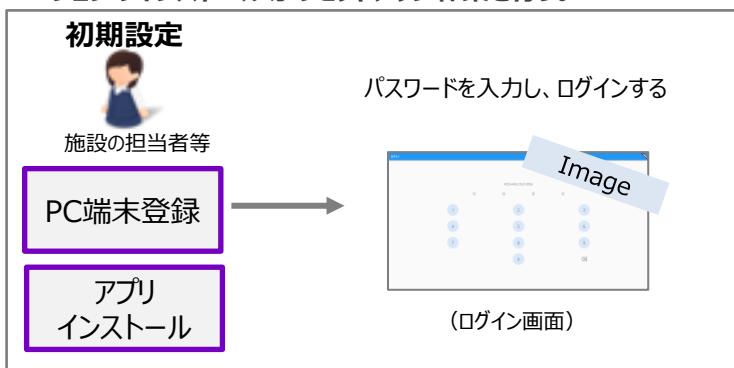


# オンライン資格確認（資格確認限定型）における PC端末の画面操作イメージ

- ・ 事前にポータルサイトを通じて、PC端末の認証・登録を行うとともに、資格確認を行うPC端末に「マイナ資格確認アプリ」をインストールする。
- ・ 職員は、PC端末に接続した市販の汎用カードリーダーを用いて、マイナンバーカードを読み取る。このとき、職員による目視確認又は患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して本人確認を行う。
- ・ PC端末上に資格情報が表示される。

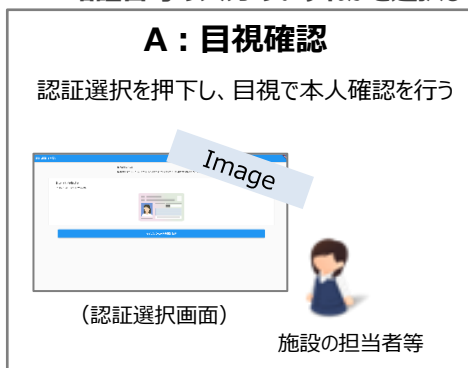
## 初期設定

- ① 事前の準備として、施設においてPC端末の登録やアプリケーションのインストール等のセットアップ作業を行う。

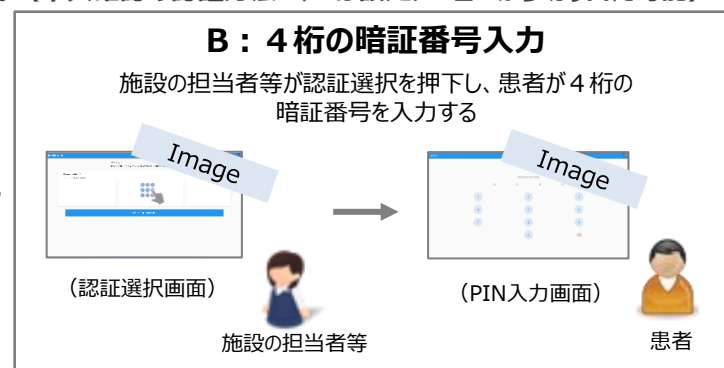


## 本人確認の認証方法の選択・確認

- ② 施設の担当者等が患者の資格確認を行う。本人確認は (A) 職員による目視確認、(B) 患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して行う。(本人確認の認証方法A、Bは設定メニューから切り替え可能)

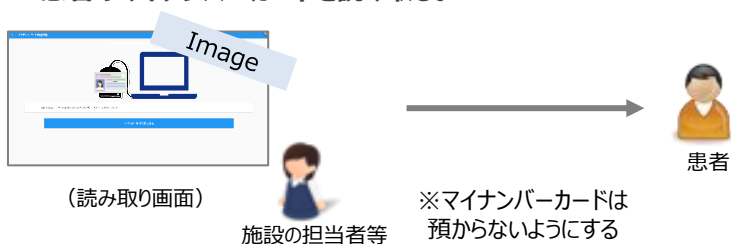


or



## マイナンバーカードの読み取り

- ③ 施設の担当者等がPC端末に接続した汎用カードリーダーを用いて患者のマイナンバーカードを読み取る。



## 資格情報の確認

- ④ 資格情報を確認する。



# オンライン資格確認（資格確認限定型）における モバイル端末の画面操作イメージ

- ・ 事前にポータルサイトを通じて、モバイル端末の認証・登録を行うとともに、資格確認を行うモバイル端末に「マイナ資格確認アプリ」をインストールする。
- ・ 職員は、モバイル端末（又はモバイル端末に接続した汎用カードリーダー）を用いて、マイナンバーカードを読み取る。このとき、職員による目視確認又は患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して本人確認を行う。
- ・ モバイル端末上に資格情報が表示される。

## 初期設定

- ① 事前の準備として、施設においてモバイル端末の登録やアプリケーションのインストール等のセットアップ作業を行う。

### 初期設定

施設の担当者等

モバイル端末  
登録

アプリ  
インストール



(ログインパスワード)

(生体認証)

## 本人確認の認証方法の選択・確認

- ② 施設の担当者等が患者の資格確認を行う。本人確認は（A）職員による目視確認、（B）患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して行う。（本人確認の認証方法A、Bは設定メニューから切り替え可能）

### A：目視確認

認証選択を押下し、目視で本人確認を行う



(認証選択画面)



施設の担当者等

or

### B：4桁の暗証番号入力

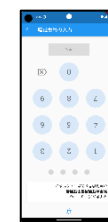
施設の担当者等が認証選択を押下し、患者が4桁の暗証番号を入力する



(認証選択画面)



施設の担当者等



(PIN入力画面)



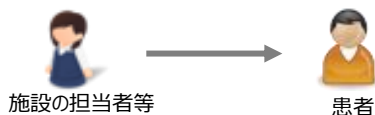
患者

## マイナンバーカードの読み取り

- ③ 施設の担当者等がモバイル端末（又は接続した汎用カードリーダー）を用いて患者のマイナンバーカードを読み取る。



(読み取り画面)



施設の担当者等

患者

※マイナンバーカードは  
預からないようにする

## 資格情報の確認

- ④ 資格情報を確認する。



(資格確認結果画面)



施設の担当者等

## マイナ保険証のメリット（健康保険証との相違点）

- ① マイナンバーカードの電子証明書を用いた**確実な本人確認**により、**なりすましを防止**
- ② 本人の同意に基づき、**過去の薬剤情報や特定健診情報等**をその**医療機関・薬局**に提供し、**より良い医療を実現**
  - 患者にとっては、自身のこれまでの薬剤服用歴等を正確かつ網羅的に**医師等に説明する手間を省きつつ**、過去の健康・医療データに基づいたより適切な医療を受けることができる（**重複投薬・併用禁忌の防止など**）
  - 医療機関・薬局にとっては、**患者から問診票等で聞き取るよりも正確かつ効率的に**、患者の過去の薬剤情報、特定健診情報等を確認できるようになり、**より正確な情報に基づく適切な医療を提供可能**
- ③ 医療機関等において、被保険者番号等の**手入力によるスタッフの事務作業が減少**するとともに、**過誤請求による未収金が減少**
- ④ 患者が**限度額認定証等**を持参していなくても、高額療養費制度における**限度額を超える支払の免除（特に外来）**が受けられる